

地域包括ケア推進計画 (第5期／第6期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画)			これまでの取り組み状況・評価	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
みんなでつながり、参加する東村山の福祉	(1)高齢者の社会参加・交流の促進	①自主グループ活動への支援	<p>【広報、啓発事業】</p> <p>地域における多様な活動を支援するために、27年度は市全体の「元気アップマップ」、28年度は圏域別の「まち別元気アップマップ」を作成した。両者共に市報に織り込むことで全戸に配布した。</p> <p>平成27年度より、地域における活動団体に対し、介護保険施策の今後の展開などについて市の職員が出向く「出張説明会」(平成27年度実績 開催回数40回、平成28年度実績 開催回数21回)を行った。</p> <p>【活動支援】</p> <p>平成24年度より高齢者見守り団体をする団体立ち上げ支援のための助成を開始。平成28年度からは総合事業の開始に伴い、助成対象・期間を拡充し、生活支援活動団体に対して、団体の立ち上げ及び運営継続のための助成を行えるようにした。</p> <p>高齢者の自主的な健康・生きがいづくり活動の拠点、各グループの育成、情報交換の場として「健康長寿のまちづくり推進室」を設置している。予約を必要としない、フリースペースとなっており、高齢者団体の会議室や談話室として機能している。</p>	<p>今後の介護予防、生活支援体制の整備では、高齢者自身と地域社会の関係の強化が重要になることは言うまでもない。従って、総合事業の実施を受け、要支援者のサービスの受け皿作りを進めるのではなく、地域住民の相互の助け合いの機運を醸成することが求められる。生活支援コーディネーターの活動や、当市で実施する広報活動等を通じて、地域での活動の萌芽を支援していく。</p>
		②高齢者の社会参加・交流を支援する場の提供 (②いきいきサロンの継続、③憩いの家事業の継続)	<p>脳トレと軽体操、仲間づくりの要素を取り込んだ「脳の元気アップ教室」シルバー人材センターに委託して開催。</p> <p>平成27年度においては1教室、平成28年度においては3教室開催した。</p> <p>市民ボランティアの支援協力を得て脳トレと転倒予防の体操を同時に実施する「ふまねっと」運動を開催した。平成27年度では単発、体験会形式であったが、平成28年度には憩いの家を利用して継続的に開催した。</p> <p>総合事業の開始に伴い、住民活動の場に介護予防の専門職を派遣する出張型の介護予防事業を開始した。</p>	<p>高齢者が地域の活動を支え手になる「ドリル式脳トレ」や「ふまねっと」等の活動を今後も推進していく。出張型介護予防事業の周知を進める。</p>
		③老人クラブ活動の支援の継続	<p>単位クラブによる「健康活動・友愛活動・奉仕活動」(全国三大運動)を中心とした活動を「東村山市老人クラブ連合会」と連携し、支援を継続した。</p> <p>平成28年度に補助金の適切な執行、会計担当者の負担軽減を目的として補助金の執行に係る手引きを作成し、単位クラブの会計担当者らを対象に説明会を開催した。</p>	<p>全国的な傾向ではあるが、当市においても会員数は減少している。補助金を受け活動する団体としての責務を伝え、適切な事業展開が出来るよう支援する。他市における老人クラブの活動を聴取し、参考事例としてフィードバックする。</p>
		④長寿を共に祝う会の継続 (⑤長寿を共に祝う会のあり方の検討)	<p>市内在住宅の77歳以上の高齢者を対象として、長寿を共に祝う会を開催した。</p> <p>平成22年度以降、各町の実行委員会の考え方にに基づき、催事の開催に替えて、対象者への個別の記念品配布を行う町もある(平成28年度実績 催事の開催9町、記念品配布4町)。</p>	<p>会場の狭隘、対象者数の増により平成29年度より対象年齢を段階的に引き上げる。平成31年度には80歳以上を対象とすることとする。</p>

地域包括ケア推進計画 (第5期/第6期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画)			これまでの取り組み状況・評価	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
		⑤シルバー人材センターの事業活動の支援	多くの高齢者が「仕事」を通じて、高齢者が高齢者を支えることを実践できるよう事業の展開を支援した。 平成27年度より介護予防事業「脳の元気アップ教室」の実施を委託した。 総合事業の開始に伴い、平成28年度より訪問型サービス(基準を緩和して実施するヘルパー事業)事業実施を委託した。 労働者派遣事業について、東村山市には大きな工場や商業施設等がなく、派遣事業を活用した労働需要がどの程度あるかは未知数である。 そのような市内情勢にも関わらず、積極的に派遣事業に乗り出し、平成28年度では契約金額で前年度比2,430,731円増となり、一定の成果が出ている。	介護予防事業は担い手として定着している。 シルバー人材センターに委託し実施している訪問型サービスの利用率が低迷している。あり方を検討し、効率的・効果的な事業展開を図りたい。 平成29年度は派遣事業2年目ということで、調理補助や幼稚園への派遣など既に8件の受注があり、昨年度より好調な滑り出しをしていることがうかがえる。この調子で目標値の1,200万円を達成して欲しい。 カルチャースクールについては、日曜開催を計画、検討(太極拳、色鉛筆画、短歌)。夏に市民向けの単発の講座を行ってから正式導入を決める予定。また介護予防として公民館で行う市民講座にも講師派遣を検討する。 勤労者サービスセンターではデジカメ講座を開催予定である。 広報活動として、平成28年度には会員募集に特化したチラシを市内全域に配布したている。平成29年度には、職種に絞った説明会を開催予定(家事援助)。
	(2)協働による地域福祉体制の推進	①計画推進体制の再構築(①計画推進体制の確立、②協働による地域福祉体制の推進)	地域包括ケアシステムを構築・推進するため、26年度に会議体の再編を検討。27年度から介護保険制度の事業と、一般高齢者施策を一体的に議論できるよう、会議体を再編し、地域包括ケア推進協議会に統合した。 27年度から医療・介護連携推進委員会を立ち上げ、医療介護連携に係る継続的な議論を開始した。 25、26年度は、第6期計画の策定を検討する庁内検討会において、第5期計画を着実に推進することの重要性を改めて説明し、職員の意識啓発、動機づけを行った。第6期計画期間中も、情報共有、意識啓発に取り組んでいる。	引き続き、主要なテーマに応じて会議を開催し議論していく。
		②地域ケア会議の充実	平成26年度に地域ケア会議に係る実施方針を定め、さらには、模擬的な地域ケア会議を持ち回りで開催し、会議運営方法の向上・平準化を図った。 平成28年度末現在、すべての圏域において地域ケア会議を開催している。	地域ケア会議と生活支援体制整備事業に位置付けられた「協議体」とが、重複した役割を負わぬように調整する。
相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供	(1)相談支援体制の強化	①地域包括支援センターによる相談対応の強化(①地域包括支援センター事業の展開)	地域包括支援センターネットワークシステムを活用し、各地域包括支援センターと高齢介護課の連携強化を図り、相談業務の効率化に努めた。 24時間365日受付ができる相談窓口を開催しつつ、加えて出張説明会や講座を市内各地で実施し、身近で相談しやすい体制を築いた。 市民課と協力して、転入者に地域包括支援センターのチラシを配布し、相談窓口の周知を図った。 各地域包括支援センターの人員体制の強化として、平成24年度より高齢者の見守り専任の相談員を各1名、平成28年度より生活支援コーディネーターを各1名配置した(計10名増員)。基幹型包括支援センターに平成27年度より認知症支援コーディネーターを1名配置した。	平成29年度中に各地域包括支援センターに在宅療養支援窓口を設置する予定。 課題別・事業別の検討会を地域包括支援センター職員、健康増進課職員と共に実施。
		②相談に関するスキルの向上と環境整備(②総合相談窓口の充実)	課内研修を行い、課職員の共通理解、説明スキルの平準化に努めている。 出張説明会、全市的な市民向け説明会、事業者向け説明会における説明者を複数の職員が経験することに より、副次的な要素として職員の説明スキルが向上した。 職員に対する認知症サポーター養成講座を実施した。	引き続き、課内研修、外部の専門研修等の機会を通じて、スキルアップに努めていく。

地域包括ケア推進計画 (第5期/第6期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画)			これまでの取り組み状況・評価	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
	(2)情報提供に関する取り組みの充実	①情報提供に関する取り組みの充実 (②介護事業者情報の集約と提供、③地域包括支援センターの周知)	<p>平成28、29年は、65・66歳を主な対象として介護保険制度説明会を開催、28年は285名、29年は249名が参加。28年10月、市内13町においてまち別出張説明会を開催、91名参加。この他、27年より出張説明会を多数開催。</p> <p>平成27年度以降、市民向けの積極的な情報提供として、介護予防関連の動画の作成、配信や、「包括別のチラシ」「まち別元気アップマップ」「元気アップマップ」「元気のじかん」等を作成、配布している。</p> <p>平成29年度より、図書館の返却期限票に地域包括支援センターの広報を印刷し配布した。事業者に対して、制度改正への対応、市の事業計画、総合事業移行に関わる事務、事業者が活用できる補助制度等について、説明会や事務連絡を通じて周知している。</p> <p>居宅介護支援事業所の一覧、介護保険施設マップや介護事業者連絡会作成の事業所案内冊子等を、市民からの相談内容に応じて提供している。</p> <p>アンケート調査における「情報の入手状況に対する満足度」「地域包括支援センターの認知度」が大幅にアップした。</p>	<p>アンケート調査の結果が向上したが、十分な情報提供がないと感じているかたがいることは事実である。情報提供の充実については、多様な方法により周知活動を続けていく。</p> <p>市民説明会、出張説明会等は継続して実施する。</p>
住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり	(1)住み慣れた地域で高齢者を支えるサービスの充実	①地域包括支援センター事業の展開	<p>平成26年度から、事業の重点目標の設定を各地域包括支援センターと市が合同で行っている。</p> <p>平成28年度には生活支援コーディネーターを各包括に1名ずつ配置。学識経験者に、研修と包括の活動を実践を監督を依頼し、技能向上に努めた。</p>	<p>地域包括支援センターの事業評価については、国が全国統一の評価指標を用意し、全国の包括間を比較評価する仕組みの導入を予定している。国の動向に応じて当市の事業目標の設定方法を検討することとした。</p> <p>生活支援コーディネーターの養成研修は、地域活動において必要となる技法を高めるものに焦点を合わせて実施する。</p>
		②介護予防・日常生活支援総合事業への移行(②健康づくり・介護予防事業の推進、③地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に関する取り組み)	<p>総合事業は平成28年4月に完全移行。大きな混乱もなく円滑に新事業が実施できた。</p> <p>平成27年度は、安定的に総合事業に移行することができるように以下の取り組みを実施した。</p> <p>パブリックコメント実施 2回 市民向け出張説明会 40回以上 対象者延べ1300人以上 市民向け説明会 2回開催、事業者向け説明会 2回開催 事業者分野別説明会 居宅支援事業者、訪問介護、通所介護事業者ごとに開催 平成28年度には通所事業者連絡会と通所事業のあり方を検討。事業者を実施した。</p>	<p>平成27年度、28年度に実施している出張説明会を継続して実施する。</p> <p>平成30年末には「みなし指定」事業者の指定有効期間が終了するので、事業実施に支障ないように対応を図る。</p>
		③家族介護者教室及び家族介護者の集い(らくらっく)の継続(④家族介護者教室及び家族介護者の集い(らくらっく)の充実)	<p>介護知識の習得や交流の場を目的とした家族介護者教室や、家族介護者の集いを実施した。</p> <p>加えて、家族介護者の集いを支援する家族介護者サポーター養成講座を実施した。</p> <p>家族介護者教室は、平成28年度に5圏域全てで開催することができた。</p>	<p>基幹型が中心となって集いを運営してきたが、平成29年度にはボランティアが運営を担えるようになってきている。</p> <p>平成29年度は利用者がほとんどなかった集いの会場を一時閉鎖し、開催場所や時間を検討し、再開を図るよう検討する。</p>

地域包括ケア推進計画 (第5期/第6期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画)			これまでの取り組み状況・評価	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
		④医療と介護の連携の推進	平成27年度に医療介護連携推進委員会を立ち上げ、医療・介護の連携に関わる課題の洗い出し、対応策の検討等を行った。 在宅療養支援窓口の平成29年度中の開設に向けて、窓口のあり方・設置場所・設置機関等について検討している。 歯科医療機能連携事業を継続実施している。	医療介護連携推進委員会を中心に、医療介護連携に関わる施策について検討を継続し、課題解決に取り組んでいく。
		⑤認知症施策の推進	平成27年度より認知症支援コーディネーターを基幹型包括支援センターに配置した。認知症支援コーディネーターを中心に、認知症の早期発見・早期診断につなげる体制づくりを図った。 平成27年度より、認知症地域支援推進員を市に配置した。同推進員および医療介護連携推進委員会を中心に認知症ケアパス案について検討し、平成28年度に発行した。 平成24年度に北多摩北部圏域の認知症疾患医療センターが設置、平成27年度には市内に地域連携型の認知症疾患医療センターが設置された。連携協議会や個別のケースを通じて連携を図った。 認知症初期集中支援チームの設置に向けた検討、医療機関等との調整を行った。 市民向けの認知症サポーター養成講座、認知症声かけ訓練を実施している。 平成24年度よりもの忘れ相談(医療相談)を実施している。	認知症支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターが連携・協力し、認知症が疑われる方や認知症の方に対する早期受診、早期診断等を行っていく。
		⑥高齢者等生活支援ホームヘルプサービス事業の継続	平成27年度まで介護保険要介護等認定非該当者に対する家事援助サービスとして実施した。 平成28年度より、総合事業の開始に伴い事業廃止。	総合事業に移行済み。
		⑦高齢者紙おむつ代支給事業の継続	高齢者紙おむつ代支給事業として在宅の要介護高齢者の介護等に必要な紙おむつの購入費(1月～12月購入分)に対して助成金(上限24,000円/年)を交付し、その家庭における経済的負担の軽減を図った。	継続実施
		⑧長寿記念品贈呈事業の継続	米寿(88歳)および100歳を迎える方を対象に、長寿記念品(88歳:5,000円相当 100歳:25,000円相当)を贈呈し、その長寿を祝うとともに敬老の意を表すことを目的とした事業として実施した。 100歳を迎える方に対しては市長の訪問による祝状および記念品の贈呈を行った。	継続実施
		⑨移送サービスの支援の継続	福祉有償運送事業について、市ホームページへの掲載を継続し、周知を図った。事業者の更新登録申請への協力を行った。	継続実施

地域包括ケア推進計画 (第5期/第6期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画)			これまでの取り組み状況・評価	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
(2)地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築	①老人相談員事業の継続	70歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者世帯を対象に、老人相談員が訪問して緊急連絡先調査を行い、名簿を作成している。名簿をもとに年間を通じて見守り活動を実施した。また、名簿情報を老人相談員、市及び地域包括支援センターで共有し、見守り・相談活動への活用を図った。 老人相談員による見守り活動により、介護・支援が必要なかたの早期発見につながっている。 ひとり暮らし等高齢者名簿により、安否確認を行った場合等に速やかに家族等の支援者への連絡が取れている。 老人相談員の欠員地区については、市または地域包括支援センターが緊急連絡先調査を行い、名簿を作成。相談機関として担当包括の紹介を行った。	近年増加する高齢者に比例して、老人相談員の負担が増加していることから、平成29年度より対象年齢を引き上げながら事業継続していく。地域包括支援センター等関係機関との連携強化、地域の見守り活動団体等とのネットワークの構築、などを図ることで、継続性のある事業とする。	
	②高齢者配食サービス事業の見直し	見守りによる安否確認、食の自立支援の観点から、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づく配食サービス(月～金の週5回、1食につき自己負担額550円、食事提供時の安否確認)を継続して実施した。 緊急時には地域包括支援センター等の関係機関と連絡調整を図った。	平成29年度夏に利用者、地域包括支援センター、事業者等に配食に係るアンケートを実施し、公費で実施するサービスの範囲を検討する。	
	③高齢者見守り事業の継続(①地域との連携強化と自立支援のネットワークの構築)	○高齢者見守り団体補助 平成23年度の補助制度開始時には1団体であったが、現在は5町(諏訪町、青葉町、秋津町、本町、萩山町)で団体が発足し活動している。 平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業のなかの事業として位置付け、補助規則を見直した。これにより団体の立ち上げ支援だけでなく、運営費用への助成も可能になった。また、見守り活動に特化せず、広く地域の高齢者を支える活動団体に対しても活動費の補助ができるよう制度変更した。 ○行方不明高齢者捜索ネットワーク 平成26年度より捜索ネットワークを構築し、市内介護保険事業者等の協力を得て行方不明高齢者の捜索を行っている。 ○救急医療情報キット配布事業 70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として配布している。年齢到達や転入等で新たに緊急連絡先名簿に登録されたひとり暮らし高齢者に救急医療情報キットを配布した。	今後も高齢者見守り団体の支援を継続していく。	
	④高齢者緊急通報システム事業の継続	緊急の事態に陥った時に通報ボタンを押すことで、委託先の民間警備事業者を通じて東京消防庁に通報する事業を継続して実施した。	継続実施	
(3)権利擁護支援体制の充実	①認知症高齢者等の権利擁護の充実 ②養護老人ホームとの連携による措置入所の円滑化、③生活支援短期入所事業(緊急ショートステイ)の継続	認知症声かけ訓練や市民向けの認知症サポーター養成講座を企画・実施した。 虐待等の緊急ケースに対して、養護老人ホーム(市内2箇所および市外)と連携、高齢者緊急一時保護事業の活用により、適時適切に対応している。	虐待防止マニュアルの更新、事業所向けの研修の実施を行っていく。	

地域包括ケア推進計画 (第5期/第6期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画)			これまでの取り組み状況・評価	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
		②成年後見制度の周知と市民後見人制度導入の検討	成年後見制度および地域福祉権利擁護事業の積極的な推進、周知を図った。経済悪化等により後見人報酬の負担が困難な方が成年後見制度を利用できるようにするための成年後見人報酬助成制度の利用があり、活用が見られた。 平成25年度より成年後見人報酬助成制度を開始、平成27年度より市民後見人の養成に取り組み、平成28年度は6名が市民後見人として登録した。	継続実施
福祉を推進していくためのまちづくり	(1)地域に暮らし続けるための環境整備	①地域密着型サービス事業所の整備・充実(②南台団地集約型団地再生事業における整備敷地の活用)	平成24年度から平成28年度までに認知症対応型共同生活介護3か所、小規模多機能型居宅介護1か所、看護小規模多機能型居宅介護2か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所を整備した。 平成29年度中の開設に向けて認知症対応型共同生活介護1か所、看護小規模多機能型居宅介護1か所が整備中。平成30年度中開設を予定する認知症対応型共同生活介護1か所を公募中。 平成28年度から小規模な通所介護が地域密着型通所介護へと移行した。移行に際しては、指定事務等を適切に対応した。	中部圏域における認知症対応型共同生活介護の整備については、適宜進めていく。 北部圏域における認知症対応型共同生活介護の整備については、公募、選考を行う。 それ以降の整備については、その時点での状況を鑑み検討する。
		②高齢者の住まいへの対応(③サービス付き高齢者向け住宅の設置受け入れへの対応)	設置を検討している事業者からの相談に応じ、事業の概要を聴取するとともに、市の計画や地域の状況について説明した。 具体的な整備段階にある事業者からの相談に対しては、事業計画を聴取した上で、一定の条件を付すことで対応した。	有料老人ホーム等を含め、高齢者向けの住まいの提供について検討し、市の方針を定めていく。
		③高齢者住宅事業(都営住宅内シルバークラブ)の生活相談機能の強化	管理業務にとどまらない生活相談等の必要性を考慮し、ワーデンと呼ばれる常駐型管理人による管理から、生活相談の機能を有したLSA(ライフサポートアドバイザー)への転換を、市内全5棟について完了した(平成27年度3棟、28年度1棟、29年度1棟)。 平成25年度より24時間機械警備システムを導入した。	転換完了。
		④バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	バリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、事業者からの相談に応じ、必要に応じて調査を行った。 平成27年度は秋津駅、市庁舎、中央公民館等のバリアフリー化整備、平成28年度に庁舎等自動ドア音声ガイダンスの設置や、秋津文化センターバリアフリー化工事等を行った。	継続実施
(2)介護サービスの質の向上と介護給付の適正化	①介護サービス事業者への助言、支援(①サービスの質の向上のための体制づくり)	事業者に対して運営に資する情報提供、必要な事務連絡等を行ってきた。また、居宅介護支援事業者等からの相談に対し、必要に応じて事業者作成のケアプランやサービス計画書等を基準に照らし合わせて確認し、助言や支援した。 平成26年11月及び平成27年6月、地域包括ケア推進計画、介護保険制度改正に関する説明会、28年1月、総合事業に移行に関する事業者向け説明会2回、居宅支援事業者、訪問介護、通所介護事業者ごとの説明会各1回、開催した。 介護事業者連絡会(居宅介護支援事業者・訪問介護事業者・通所サービス事業者・訪問看護ステーションの各連絡会)における研修活動やケアマネージャーハンドブックの作成、ケアプラン点検支援マニュアルの作成等、サービスの質の向上に対する自主的な取り組みに対し、市と地域包括支援センターが連携して支援を行っている。 地域密着型サービス事業者に対して、第三者評価の実施促進のため補助を行っている。	ケアマネジメントの強化が課題である。 国の制度改正も含め、自立支援に資するケアマネジメントの実施、そのためのケアマネージャーの質の向上は喫緊の課題である。基幹型包括支援センター、地域包括支援センター、市内の主任ケアマネージャーと連携・協力し、市内事業所のケアマネージャーのレベルアップを進めていく。	

地域包括ケア推進計画 (第5期/第6期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画)			これまでの取り組み状況・評価	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
		<p>②介護給付適正化の取り組みの推進(④要介護・要支援認定業務の適正運営)</p>	<p>◆要介護認定の適正化 遠隔地以外の認定調査をすべて市所属の認定調査員及び職員が直営で行い、認定調査結果の点検を全件実施した。 認定調査員の現任研修として、職員による調査の同行研修を実施。</p> <p>◆ケアプランの点検・・・ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものであるかに着目し作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」「東村山市版ケアプラン点検アセスメントシート」を作成、活用し、点検を実施した。</p> <p>◆住宅改修等の点検・・・住宅改修・福祉用具購入申請全てに、事前の電話確認・書類審査を実施した。電話確認・書類審査の全件実施に加え、住宅改修の施行状況や福祉用具の必要性や利用状況等の確認のため、平成28年度は1件訪問調査を実施した。 住宅改修等の点検の継続実施と、福祉用具の同一品目ので複数貸与している事例の点検を行った。</p> <p>◆縦覧点検・医療情報との突合・・・国保連からの情報をもとにサービスの内容や給付日数等の情報の整合性を点検し、誤った請求や重複請求の防止に関して指導し、不適切な給付に関しては、返還を求めた。</p> <p>◆介護給付費通知・・・在宅サービス利用者に対し、給付費通知を送付している。26年度より、わかりやすい通知となるよう、問い合わせのあった内容を活かした「通知の見方」を作成、同封した。</p>	<p>継続実施</p> <p>特にケアプラン点検については、点検後の効果検証・フォローアップ、外部講師による研修の実施、ケアプラン点検のツールであるアセスメントシートの見直し・改善、などを行うことにより、ケアプラン点検を通じてケアマネジャーのスキルアップを図る。</p>
		<p>③介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進</p>	<p>東京都福祉保健財団を活用した実地指導(年10回程度)、都の実地指導への同行(年2～5回程度)、市単独の実地指導(年2～5回程度)を行った。 平成28年度は、東京都福祉保健財団を活用した実地指導対象サービスを拡大し、福祉用具貸与事業所に対する実地指導を行った。実地指導におけるよくある改善事項やトラブルのあった事例を参考に、集団指導を年1回程度実施した。 平成29年度は訪問介護事業者に対する集団指導を実施予定。</p>	<p>居宅介護支援事業者の指定権限の移譲、および指導対象事業者の増加に対応するための指導体制、指導のあり方を検討していく。</p>
(3)地域における防災体制の整備		<p>①避難行動要支援者(災害時要援護者)の支援対策の推進(①要援護者支援対策の推進)</p>	<p>避難行動要支援者名簿(要援護者台帳)の整備 要支援者に対する地域をつながりづくりや緊急時の支援に活用するための名簿(手上げ方式)への登録を平成24年12月より開始した。平成28年度には、一部地域でモデル的に名簿登録者への訪問を行った。 要介護認定者に対しては、申請書を要介護認定結果通知と同封することで、制度の周知と登録の促しを行った。</p> <p>二次避難所の協定締結 二次避難所の協定について、市内事業者と協議し協定を締結した。</p>	<p>継続実施</p>